

定例日変更等による水道料金及び下水道使用料の算定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年豊中市企業管理規程第9号）第28条の2に規定する水道料金及び豊中市下水道条例施行規程（平成20年豊中市企業管理規程第16号）第23条に規定する下水道使用料の算定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(毎月計量)

第2条 次の各号に掲げるものは、毎月計量できる。ただし、豊中市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 年間月平均500立方メートル以上使用するもの。
- (2) 湯屋用として使用するもの。
- (3) 臨時用として使用するもの。
- (4) 前3号に附随して使用するもの。

(定例日の変更)

第3条 定例日を変更して計量できる期間は、次の各号のとおりとする。ただし、管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 隔月計量は、前回の計量日の翌日から当月の計量日までの期間が、58日から64日までとする。
- (2) 毎月計量は、前月の計量日の翌日から当月の計量日までの期間が、27日から33日までとする。

(水量等の特例)

第4条 前条に規定する期間に計量できないときの水量算出並びに水道料金及び下水道使用料算定は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 隔月計量についての水量の算出は、水量を計量期間の総日数で除した数値に62日を乗じて得たものとし、毎月計量については、31日を乗じて得たものとする。
- (2) 前号の規定に基づき算出した水量が、今回計量の水量と比較して残余の水量がある場合は、次回計量の水量に繰越加算することとし、不足する水量が生じたときは、今回計量の水量にその不足水量を加算して水道料金及び下水道使用料を算定する。

(実施の細目)

第5条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 内規「計量月の基準について」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年8月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。